

| | |
|------------------|---|
| Title | 国家機能の二大分岐 (二、完) |
| Sub Title | |
| Author | 奥井, 復太郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1921 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.6 (1921. 6) ,p.870(110)- 880(120) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210601-0110 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

インタナショナルを支配した Marx の思想は Hyndman を通じて英國においてその基礎を下ろし、Henry George の土地國有論は、之より出發した Fabian Society を生むことによつて英國特有の社會主義を生むことになつたのである。

附記、以上は單に八十年代英國社會主義復活の背景を語つたに止まつてゐるが、雜誌編輯の都合上、本論は之にて終りたることとし、八十年代の社會主義については更に稿を更めて讀者諸君に目見へるであらう。第四節は主として M. Beer: -op. cit. pp. 237-245. The Influence of Mill and the Land Reformers 材料を得、その他 Webb: - Socialism in England, Diehl: - Sozialismus, Kommunismus, und Anarchismus. IV Vorlesung. Der Agrarsozialismus. 小泉教授經濟學說と社會思想第二章等を参照した。(一九二一・五・九)

國家機能の二大分岐(二、完)

奥井復太郎

四

從來の議會組織がその社會的職務遂行に失敗しかくて生ぜる議會制度に對する幻滅の原因を究めんが爲めに現存の是等制度に加へられたるウエップの批判は當然彼が提案せる改革の前提をなすものなり。即國家職務と認めらるゝに至りたる多種多様の事務の整理は國家機關の改造を必要とするに至れり。ウエップは國家職務を性質的に二大分別し之れに對して二個の特殊の國家機關を設立し此の二種の組織に國家職務を分擔せしめ以て國家の圓滑及び業績を計らんとするもの也。

『社會組織を完全に民主化す可く改革するに

當りて國民的集會或は議會に關しては嚴密なる意味に於て政治的政府と云ふ可きものを社會的産業的管理の支配と區別し之れを斷然と分離せしむるは最も必要の事なべし。社會主義者の常套の口吻を用ふるならば人に對する政治は物の管理と差別せざる可からず。陸軍と海軍法律と刑罰更に帝王的獨裁權等と結合して殆ど離るゝ事なき吾人の國家觀念は民主的社會に於ては二部分に分割せらるゝを必要とす。吾人が國防國際關係及司法に關して政治的民主主義と稱するものは、社會の生活する手段たり機關たる産業並に勤務の國家的管掌を委託せらる可き吾人の呼んで社會的民主主義となすものより離別して存在する必要あり、前者の職務は Verwaltung 又は autorité régaliennne 即治安的權力(Police power) 後者の職務は Wirtschaft 又は gestion 即經濟(housekeeping)なり。從て、來る可き共同的社會

が有する所は唯だ一個の國民的集會に非ずして個々各自の職分を有せる二個の國會たる可く然も是等兩者は勿論後に述べらるゝが如く相互關係を有せざるものには非ざれ共同時に同等の獨立せる存在にして兩者については何等先後の關係ある事なし。吾人は下院(House of Commons) が分割せられてその權力職務に關して、一は刑法及び政治的主權他は經濟的社會的管理を司る二個の等格の國民議會となるの一事を以て單に現在の如き議會事務の充溢を救済する有效なる療法なりと認むるのみならず又以て私的資本家を排除して漸次完成に向ひつつ社會が之に替らんとする根本的條件なりと認むるなり。』(A Constitution for The Socialist Commonwealth of Great Britain. Pp. 110-11)

ウエップによれば是等二種類の民主的國家機關は政治議會 (Political Parliament) と社會議會

(Social Parliament)の兩者にして前者に於て管掌せらる可き職務は外交、國防、海外屬領關係、治安及び司法等にして『要するに其はその範圍に於てマルクスが年若き時代に於て認めしが如き、又ベンサム學徒及びマンチェスター學派に依て畫かれたるが如き全國家と最も密接に吻合するものなるべし』(同一一二頁)而して政治議會の組織はその性質上社會議會と等しく共に「居住」を以て唯一の選舉資格とする全國民によつて直接に選出せらるゝ議會及びその議會に依て設けらるる行政部とより成るものなるが吾人は寧ろ次に述ぶ可き社會議會並びにこの兩議會の交渉を明かにせんと欲するを以て政治議會に就ては是れ以上に言及せざるべし。

五

更に社會議會並びにその行政部に依て行はる可き國家職務は國家の社會的經濟的活動に對し

『吾人は此國家機關に現在 Crown に委ねられたる、財産に對するのみならず課税による凡ての權力を委ねんとするものにして從てその權力の中には凡ての土地、礦山水路並びに海岸の絶對的所有權に關しては土地收用權 (The Right of Eminent Domain) 及び如何なる場合に是等財産物件或は生産機具に就て正當と思考せらる可き賠償と條件の下に個人所有者の所有權を取得する必要あるやを決定する責任とを包含す。社會議會は同時に現在の公共的勤務の管理を指揮し監督し必要に應じては新計畫を遂行するを得可し。勿論斯くの如きは社會議會並びにその行政部が直に進んで全國家資源を組織し社會の全勤務及び産業を管理するに至る可しと唱ふるものに非ざると共に更に個々の場合に於ける現在

の所有者組織者又は勞働者の既定の見込を考察する事なしに之れを行はんとするを意味するものにも非ず。吾人の主張する所は即生産の機關が社會の適當と思惟する方法に從て所有され監督され指揮せらる可きを命令する最高の權力は課税の權能と併せて吾人の理解するが如き現在の王室 (Crown) 及び議會の手に委ねらる可きに非ずしてそは前述の政治議會の管掌する職務と何等關係なき、一個の分立せる特殊の國民議會の職務たる可きを意味するものなり。斯の如くして國家の經濟的資源及び是等資源を利用す可き産業の最高支配に加ふるに小兒、心身羸弱者無能力者並びに老廢者等の如き無能力者に對する全公共施設をも一括する社會衛生と教育、運輸交通と通信、科學研究の組織、美術と文學、音樂と演劇娛樂と欲せらるゝが如き宗教等の獎勵に對する施設等、の根本的公共勤務は社會議會

並びにその行政機關の職分として管掌せらるゝなり。最後に通貨物價賃料 (Charges) 將來に對する施設、特殊必要に應ず可き特殊財源の割宛、國家的貸子又は餘剩價値の公平なる分配、並びに必要に際しては國費不足を補ふ可き租稅賦課等の施設を包含する國家歳入の處理も財政的職務として其の任務たるべし。』(同一一八—一九頁)。

而してその組織に於ては社會議會は連帶責任の内閣を設くる必要を視ず社會議會より選出せられたる常置委員會が各部専門の委員會となつて事務を管理し是等各部門の委員會の間には他の部門の委員會に對して責任を共にする必要なし。(同一一九—二〇頁參照)

以上兩種の國民議會は共に等位の關係に在るものにして各自その權限内にては最高の權力に對する施設等、の根本的公共勤務は社會議會

り。然れ共完全なる國務遂行の爲めには兩者の

協力を必要とするは當然にしてかゝる場合には、合同委員會又は協議會等の機關によつて其の目的を計る可し、のみならず一方の行爲は直に他方に影響するものにして、『國防又は軍備維持に關し或は商業、船舶航海、移民、歸化等の問題に就て外國との交渉に關して政治議會を通過せる法律は直に社會議會の範圍及び其の承認の下に在る諸種の行政團體の權限内の産業及び勤務の管理に影響を與ふるべく、又反對に是等行政團體及び社會議會の決定の或る部分は政治議會及其の行政部の權限に觸るる事ある可し。勿論此の事情よりして或種の産業又は勤務を組織し、新制度を設置し或は個人財産を引受くるが如き場合に社會議會は事前に政治議會の協議を必要とす可しと規定するものに非ず。然れ共、刑法の改正は國民の個人的自由に影響するものなるが故にかゝる改正の必要とせらるるが如き場合に、

於ては個人的自由に對する此種の侵害は司法主務官の態度に就て政治議會の協議を必要とす可し。小兒、疾病、瘋癲に對する律令的保護、都市其他の地方官廳による秩序の維持、新建築物又は道路運輸の規則、或は不都合の行爲ありたる自由職業者 (practitioners) を職業登記簿より削除する事、等に關し公共的勤務並びに産業の一般的經營に必要な新しき罪罰を設くる細則又は規則の如きは此の實例を示すものなり。新しき罰則を規定する是等の規則は個人の自由の保護をその一職責とする司法主務官の前に提供せらる可きも司法主務官は政治議會に對して有責なる事實よりして、社會議會に對して責任を有する當局の要求する新しき罰則を規定する細則又は規則は或一般的法令によるか或は其の承認の特別決議を求めし事に依て、立法的行政的權力が社會的又は職業的に不法なる侵害を加

ふるに當て個々の國民の自由を保護する職務を有する政治議會の權威を経ざる可からず。』(同一二三四頁)

六

斯の如き兩議會の交渉は財政に關して更に重大なる性質を有するに至る。蓋此の組織に於ては前述の如く財政に關する權能は悉く社會議會の手に掌握せられたればなり。

『政治議會と社會議會との兩者に對する問題中最も重大なる一は財政に關するものなり。凡ての國家租税の賦課並びに徴收は社會議會の手に委ねられ同議會は公有物なる國家資源より獲らるる収入額と公共經營に於ける諸産業並びに勤務の損益表とを併せて茲に國家財政の歳入歳出對照表を整理す可きものなり。從て政治議會は自己の監督支配の下にある勤務に關して年度に必要と認めらるる可き總歳出を査定して之

れを社會議會に提出す。後者はその總額を受諾する事ある可くその場合には此の額を豫算に算入して之れに必要な歳入を擧ぐる施設をなすに至る。斯の如く提出せられたる費目に就ては細目に亘りて修正する權能は社會議會に與へらる、必要なしと雖も後者議會が適當と信する時に於ては此の請求總額に對して反對を表示するを許容せらるゝの必要あるべし。かく總額に對する反對の場合に於ては其の細目に就ての論議は之れを免れ得ざる可し。社會議會は政治議會の要求が國家資源に、現在並び將來の利益に對して、過多にして有害なる負擔を加ふるものなりと論ずるを許されざる可からず。若し兩議會の協議の後に此の總額の決定を見ざる場合に於てはその相違は合同會議の召集に於て兩議會の議員の總投票に依て決定せらるゝを得可し。』(同一二五頁)。

斯の如き兩院の合同會議は憲法の修正等に就きても亦必要とせらるゝ所なるが斯の如く立法の權威を同格等位の兩議會に分與するに當りては茲に異常の困難を生ずるは免れ得ざる所にして兩議會は不斷の停滯に遭遇し又最後の權力は結局「財布の力」に伴ふの事實あるも之は二院制度による立法組織の如何なる形體にも固有の問題なり。されば第二院制(Second Chamber)の存續を認むる者並びに地方議會の設置を主張する者は到底此種の二院制度を非難す可き論理的理由を有せず。若し斯くの如き難點を脱れんと欲せば寧ろ今こゝに修正を要求しつゝある現在の一院制度の存在を可とするものなり。しかも斯の如き一院制度の無爲無能なるは之れを如何とす可からざる事既述の如し。(本誌前號參照)。

等しく後者は前者に對して其の關係に立つものにも非ず。吾人は兩議會に對して各自其の權限内に於て第二院の存在の必要を見ず。第二院がよし法案に於ける錯誤又は脱漏を校正し或は國家的法律に關して不當の議事促進又は疑惑の存する場合に議案の保留を爲すが如き、與へられたる職權内に制限せらるゝとするも恐らく過去の、分立せし國家的階級(Estates of the Realm)の歴史的混同に基くの爲めか往々民意的議會の決定の本質並びに利益に對して其れ自身の意見を表すを敢てし、かくの如く分岐せる意見は議事の進行を妨げ悪感並びに遲滯を生ずるに至るなり。(同一二七—八頁參照)

を以て純然たる意義の第二院と觀せず、之れを上述の歴史的階級的存在と認め(同書六二頁參照)かゝる意義の上院が來る可き社會に於て存在を有せざるものなるを豫期せるが故なり。(同一〇—一頁參照)。

七

吾人は最後に斯の如き職能的區別による國家機關の改造が個人に對する關係を明かにして此の稿を終らんとす。

稠密なる人口と複雑なる組織を有する近代社會に於て一個人の自由が不斷の危險に暴露せらるるは免れ難き所にして「政府の職能並びに都市企業、大規模の職業的組織に於ける著しき膨大に對して當然起り得可き危懼の一は個人の生活に及す是等權力的勢力が斯くて專制的徹底的にならんとする事なり。…王室、内閣、下院並にシヴィルサーヴィス等の現在の權力が産業資

本の所有及び管理に適用せらるゝに至らば個人は自ら全く自己の無援を容易に見出し得可し。斯の如きは事實今日の殆ど凡ての立法の傾向にして社會主義的計畫の如何に拘らず斯かる危險は防護せらるべきものなり。』(同一四〇頁)、

ウェップは新しき議會組織が個人の自由を保證し得る力ある事を認め、

「新しき法令的違法行爲を規定するに依りて個人の現在有せる自由を減少せんとする提案を輕々に法律となす可からざるは終局に於て凡て關係あるものに對する利益たるべし。少なくとも社會主義者は自由黨員又は保守黨員と等しく現在の精神的物質的境遇の改善又は來る可き時代に對する施設に専心するの結果社會議會の往々導かれ易き熱中と、又等しく支障を排除するに熱心なる或は「議會の法令によりて民衆を善導せん」と企つる行政團體の熱狂とに對して個

人的自由を保護するに焦慮するものなり。斯の如くして公共的勤務を任意に適當の方法に組織し及び必要なる貨物又は勤務の種類性質を提供するは社會議會の自由たる可きも特殊公共勤務の利用を課刑の規定の下に立法的に強制せんとするが如き或は他の方法によつて供給せらるゝを以て當該勤務に對する一の犯罪とするが如きは司法主務官の商議を必要とする政治議會の協賛を経る事なくしては社會議會の權限内に存するものに非ず。(同一二八―九頁)

繼て政治議會が個人の自由に對する侵害としては國際間に國民的利害を維持するの餘り國家の資源の大部分を軍備又は他國に對する侵略政策の莫大なる經費に充當せんとする傾向ある事なり。然れ共社會議會が國家的資源の管理權を掌握するが故に個人に對して如何なる租税が賦課せらるゝを要するやを決定する權力を有する

ものは社會議會にして政治議會が社會議會にその經費の總額を提出して承認を求め然る後之れに對する必要なる基金の準備を要求するを得るものとせるは之れに依りて社會に於ける異りたる凡ての利害、希望の要求は個々適正に比較せられ秤量せられ得可きを目的とすればなり。

如上二個の場合に於て何等外在的權威又は特權的部分に訴へずして、異なりたる方法に依りて自から組織せられたる社會の、選出せられし代表者と交渉する事は社會議會政治議會に於て不當の熱中と各自國家資源の過當の吸引との結果に對する最も有力にして望み得可き保護を與へんとするものなり。(同一二九―三〇頁、同じく一四三―四頁参照)

更にウェッブは斯かる意義の兩院對立の利益としてそれは一院制の議會の萬能にして且横暴に對する最も必要なる矯正策となる點を擧げ進ん

で國家機關分裂後の國家が産業爭議に關する態度に就て大なる利益を有する點を掲げたり。

『多數の男女團體が直接に雇傭せらるゝ國家は最も明白なる公共的性質を有する勤務を管理するに當りも之に對する一の反對は政府が秩序の維持に際して公平の立場を失ふ可しとするものなり。』斯の如きは前號に述べたるが如く勞働爭議に對して國家が武力的態度を執る事の危険に導くものなるが『他方社會は又一職業に依る侵害に對して保護せらるゝ必要あるが故に法律秩序の維持に大なる利害關係を有しかかる際には政府の敗北を默容しうるものに非ず。此の理由を主として法律秩序の維持の責任を有し國家武力の支配權を有する行政府並びに議會は國家の産業及び公共勤務の行爲に就て自己の責任を有す可きものに非ず彼等は郵便勞働者と其の傭主、鐵道従業員と此の重要な公共勤務の管理

責任者、炭坑夫と社會が規則正しく其の要求する石炭を得つゝありや否やを監視す可き責任者而して一般的に一部國民とその他の部分、との間の爭議に關しては連繫せられざるを要す。：かくて國家的雇傭關係にある人々の同盟罷業は法律秩序に對して責任を有し常備軍の武力を擁せる政府或は此種の政府を支配す可き國民議會に對する罷業に非ずして其は主として産業又は勤務に關する National Board に對し第二には彼等の建物、産業設備を保護する爲めに警官及び軍隊を招集するに就ては地方官廳又は共同組合に比して劣る所なしとするも決して之に優される權利を有せざる、全く獨立の社會議會及びその該常置委員會に對して罷業するものなり。(同一四二―三頁)

かくて『刑法によつて個人の上に運用せらるゝ國家的權力を「物」の管理に依りて「物」の上に

運用せらる可き國家的權力と區別し分離するは望ましき事なり。刑法の適用を委ねられたる社會機關は經濟的社會的管理を管掌する社會機關に依りて委ねられたるが如き場合を除く外「物」の上に何等權力を有すべきものに非ず。反對に「物」の管理を司る社會機關は他の社會機關に對して責任を有する主務官、及びその機關によりて與へられたる刑法の下にある司法廳と交渉する以外には法律を用ひて個人を強制する權力を有するものに非ず。』(同一三〇頁)

八

以上は國家機關の改造に對するウエップの提案の概要に過す。更に進んでは新社會に於ける産業組織即生産者組合、消費者組合の職務地方自治團の改造並びに是等組織の相互の關係に就て研究す可き諸點を藏する内に早やくも集産主義的國家に對するギルド社會主義の批評あり。

産業國家の研究はかくて益々興味を増すが如し。幸にウエップを中心としての集産主義に加へられたる批評としてのギルド社會主義の國家觀に就ては加田忠臣氏本誌の第拾四卷第二、三號に亘りて(殊に第二號)明快にコールの思想を紹介せられたり。後より進む者は幸なる哉。筆者は氏の努力の跡を易々と従ふに依て自己の無知を蔽ふものなり。

さるにしても、自由主義學派の手に奪はれたる國家職能は集産主義の力に依てより大なる増收を以て國家の手に復歸したるが今や又或はその一半を削られんとす。洵に塞翁が馬の故事は人の身の上に限られざるものか。(五月十一日)

保險數學の發達

園 乾 治

一

Actuarial science は保險、就中生命保險に probability の法則を適用することを目的とするものである。而してこれがためには先づ第一に死亡表を必要とする。死亡表の最初に作られたのは中世紀に近き古代にある。彼の Ulpian が三六四年に作成したのがそれである。然し Ulpian の計算は頗る簡單であつて科學的なものといふことが出来ない。次いで現はれたのは John De Witt の死亡表である。彼は Grand Pensionary of Holland and West Friesland の職に在つて當時販賣せられて居つた年金の價格が不完全にして採用すべからざるものであることを認め

大改革を施すために調査を始めたのであつた。彼の調査は一六七一年に完成し公表の運びに及んだ。これは Pascal の文書の如き probability に關する冊子の現はれてから幾年も経過しては居ない。また Jacob Bernoulli の "Ars Conjectandi" と稱する最初の probability に關する著名なる著作の公刊せられたる一七二二年に先つこと實に四十年以上の昔である。故に actuarial science は De Witt に始まるのみならず斯學の基礎を形成して多大の貢獻をなしたものであるといふことが出来る。何故なれば彼は新しく probability の根本的法則を完成せしめたるものであるからである。

然し乍ら古き Ulpian の説が全く葬り去られたのではない。actuary が科學的に問題を取扱ふことを十分會得して後にも彼の説は再び現はれたのである。既に多數の數學者が眞の法則を